

公益社団法人日本ボート協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ボート協会と称し（以下、「本会」と称する）英文では、Japan Rowing Association（略称 JARA）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、わが国におけるローイング（Rowing オールを艇の原理（第2種）で使い、艇の進行方向に背を向けて座り、一人もしくはより多くの漕手の筋力で、水上に浮かぶ艇を推進させるもの）を中核とするあらゆる形態のボート競技（以下、単に「ボート競技」という）を統括し、これらを代表する団体として、ボート競技を普及・振興し、ローイングスポーツを通して国民の体力向上とスポーツ精神の育成を図り、もって日本文化の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ボート競技の振興に関する基本方針を確立すること
 - (2) 日本の地域社会でボート競技の普及を図ること
 - (3) ボート選手の育成・強化を行い、競技力の向上を図ること
 - (4) ボートの全日本選手権大会及びこれに準ずる競漕会を開催すること
 - (5) 日本代表チームの役員と選手を選定し、国際競漕大会へ派遣すること
 - (6) ボート競技の諸規則・諸規定の制定及び競技用具の審査と検定を行うこと
 - (7) ボート技術の研究、指導、審判員及び指導者の養成、ボートに関する広報事業を行うこと
 - (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成)

第5条 本会は、この法人の事業に賛同する個人で次の定めにより本会の社員になった者をもって構成する。

- (1) 都道府県におけるボート競技を統括する団体の代表者で、理事会において選

任し、社員総会の承認を受けた者

(2) 学識経験者で、理事会において選任し、社員総会の承認を受けた者

(資格の取得)

第6条 本会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により社員を除名したときは、会長はその社員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡したとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が、第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、資格を喪失した場合でも、当該年度に係わる未納の会費は納付しなければならない。

2 本会は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品を返還しない。

第4章 会員

(会員の種類)

第12条 本会に次の会員を置く。

- (1) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体
 - (2) 名誉会員 本会の目的達成に特に功績があった者で、理事会の推薦に基づき社員総会の決議をもって推薦された者
- 2 会員は、会員になったとき及び毎年、理事会で別に定める会費を納めるものとする。ただし、名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 その他の会員に関する事項については、理事会が別途定める会員規則による。

第5章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

- 2 臨時社員総会は、必要に応じ随時開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によって理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上30名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の理事のうちから理事長1名を含む25名以内を業務執行理事とすることができる。

3 前項の会長および理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会またはその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係がある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表するとともに、会長を補佐し、理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することが出来る。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要あるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認められたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められたときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 6 監事は、その他法令で定められた業務を行う。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 役員は、原則として、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(相談役)

第29条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできず、その議決を経なければならない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 重要な契約、その他理事会で認めた重要事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から会長に対し、招集の請求があったとき。
 - (5) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から1週間前までに書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長が予め指定した順序によってこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その議決を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べた時はこの限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 名誉職

(名誉会長、顧問及び参与)

第38条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、社員総会で推挙する。

3 顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき社員総会で推挙し、会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、この法人の重要事項について、随時会長の諮問に応ずる。

第9章 財産及び会計

(基本財産)

第39条 別表の財産は、本会が第4条の事業を行うために不可欠な財産であり、本会の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分する時は、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書

類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度の末日までの間、その主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類等は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、変更することができる。

(合併等)

第45条 本会は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって、他の「法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第46条 本会は、「法人法」で規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2に当たる多数をもって、解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 委員会

(委員会)

第49条 本会の事業を推進するために、理事会はその決議に基づき、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、業務執行理事らから成る会議(業務執行会議)の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会の名称、任務、構成並びに運営細則は、理事会で別途定める。

第12章 事務局

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 職員は理事会の承認を得て会長が任免する。
- 3 その他、事務局の組織、運営細則及び職員に関する事項は、別途定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第14章 補則

(細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別途、細則を定めることができる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行なった時は、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、大久保 尚武とする。

改定 この定款は、平成26年6月14日から施行する。

改定 この定款は、令和元年6月22日から施行する。